		恭仁宮跡（山城国分寺跡）	昭和三十二年文化財保護委員会告示第十六号、平成二十年文部科学省告示第百七十九号、平成二十二年文部科学省告示第百九十一号、平成二十四年文部科学省告示第百四十五号	
	五斗長垣内遺跡		平成二十四年文部科学省告示第百四十五号	
	安倍寺跡		昭和四十五年文部省告示第百七号	
		京都府木津川市加茂町岡崎久保垣内	一番一、一番三、一一番	
		同外	例幣内垣	二番、二番一、二番二、二番三、一八番、二七番三、二七番一〇、二九番、三二番、三三番、三四番、三五番、四六番
		同	例幣正等庵	一番のうち実測三五一・八八平方メートル、四一番二
		同	例幣立川	備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を京都府文化財担当部局及び木津川市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。
	兵庫県淡路市黒谷字灰屋			一三三六番三、一三三七番二
	同　字五斗長			一四〇九番
	奈良県桜井市安倍木材団地一丁目			兵庫県淡路市黒谷字灰屋一三三七番二と同字荒神一四〇八番に挟まれた同字五斗長一四〇九番と同字垣内一四一一番に挟まれるまでの水路敷を含む。
				八番二

○文部科学省告示第八十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる名勝に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

宮山古墳	大正十年内務省告示第三十八号、令和四年文部科学省告示第六百年	奈良県御所市大字室	二七三番一	
湯浅党城館跡 湯浅城跡 藤並館跡	令和三年文部科学省告示第四十四号	藤並館跡 和歌山県有田郡有田川町大字下津野字土居内	三三三九番一、三三三九番二、三三三九番三	
姉川城跡	平成二十二年文部科学省告示第十二号、令和五年文部科学省告示第百十三号及び令和六年文部科学省告示第百四十六号	佐賀県神埼市神埼町姉川字二本杉 同　字三本杉 同　字五本杉	一三六番、一三七番、一三八番、一四〇番、一五八番 一七二番、一七六番一、一七六番二、一七七番一 一二一四番	
陣ノ内城跡	令和三年文部科学省告示第百六十四号	熊本県上益城郡甲佐町大字豊内字湯田 同　字陳ノ内	一一七四番、一一七五番 一九一五番	
日向国府跡	平成十七年文部科学省告示第百一号及び平成二十四年文部科学省告示第百五十一号	宮崎県西都市大字右松字刎田	二七八三番二、二八〇二番	
旧集成館 附寺山炭窯跡 関吉の疎水溝	昭和三十四年文化財保護委員会告示第六号、平成二年文部科学省告示第五百年、平成十五年文部科学省告示第四十七号及び平成二十六年文部科学省告示第三十七号	鹿児島県鹿児島市吉野町	九六九八番五、九六九八番六のうち実測七四五・一八平方メートル、九六九八番七、九六九八番九、九六九八番一〇、九六九八番一四のうち実測九八二・六五平方メートル、九六九八番一七、九六九八番二〇、九六九八番二一、九六九八番三一 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を鹿児島県文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。	